平成２２年（フ）第３７号
三重県三重郡菰野町大字田光206番地２
破産者　有限会社進成建設
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３８号
三重県三重郡菰野町大字菰野7010番地
破産者　矢田　宏文
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
三重県桑名市松ノ木１丁目15番地２
破産者　伊藤　　浩
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第５４６６号
大阪府摂津市鳥飼上５丁目６番34号
破産者　株式会社プロテック
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６８１６号
大阪府東大阪市長田中３丁目６番17号
破産者　株式会社ミック
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３００号
大阪市北区中之島２丁目２番２号
破産者　ゼロミッド・テクノロジー株式会社
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４１０号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル５階
破産者　株式会社プロホーム創
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２８１号
大阪市淀川区木川西２丁目21番９号
破産者　株式会社アンク
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８９５号
大阪市西区江戸堀３丁目７番14号大阪屋江戸堀ビル
破産者　株式会社ライズ建設
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３９７号
大阪市北区東天満１丁目11番15号
破産者　サンスチール株式会社
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５９１号
大阪市中央区宗右衛門町３番５号
破産者　株式会社ぼてぢゆう総本家
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６６４号
大阪市平野区加美北５丁目12番16号
破産者　有限会社水田精工
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２２２号
大阪市北区西天満６丁目４番13号イウチビル
破産者　株式会社ＥＣプランニング
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３号
大阪府寝屋川市春日町20―７、商業登記簿上の本店所在地大阪市鶴見区焼野３丁目２番125号
破産者　有限会社渉住設工業
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７２号
大阪市城東区鴫野西２丁目15番10号
破産者　株式会社スタジオアルフィー
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６２９号
島根県松江市山代町476番地１
破産者　株式会社リバージュカンパニー
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９４号
堺市北区百舌鳥梅町３丁９番地の９
破産者　有限会社エヌツー企画
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
堺市北区百舌鳥梅北町１丁55番地の４
破産者　株式会社ナムラ商店
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
堺市東区日置荘西町５丁２番９号、現実の支店所在地堺市堺区石津北町33―２
破産者　有限会社ブレイン
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
堺市西区鳳南町４丁428番２号
破産者　有限会社ボイス
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
神戸市中央区北野町２丁目８番９号
破産者　有限会社紺屋
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１２０１号
兵庫県西宮市中島町９番20号
破産者　見永物産株式会社
１　決定年月日　平成22年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係